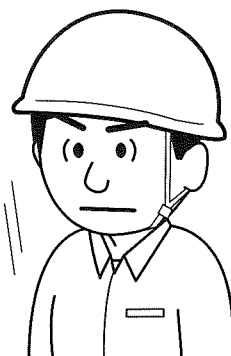
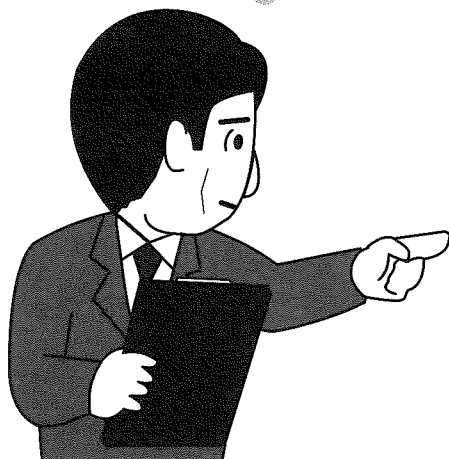
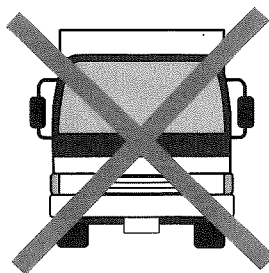


事業所の飲酒運転撲滅へ取組強化

アルコール検知器での酒気帯び有無の確認を開始



令和5年12月1日より、安全運転管理者の選任義務がある事業者（乗車定員11人以上の自動車1台以上、またはそれ以外の自動車5台以上保有）に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと及びアルコール検知器を常時有効に保持することが追加で義務化されました。

○安全運転管理者が実施する事項

- (1) 運転しようとする者及び運転を終了した者に対し、酒気帯びの有無を目視等で確認するほかアルコール検知器で確認すること。
- (2) 確認の内容を記録して1年間保存すること、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

○運用開始にあたり確認すること

- (1) アルコール検知器の性能とメンテナンス。
- (2) 直行直帰時の確認・記録の手順。
- (3) 運転者が酒気を帯びていることを確認した場合の対応と他職員の業務代行手順。
- (4) 安全運転管理者不在、あるいは代行指示を受けた職員が確認する場合の運用手順。
- (5) 他、イレギュラー発生時の報告・相談の手順など。

運用開始後も、実際の業務の流れに合った微調整や修正をし、仕組みを補強しながら「酒気帯び運転・飲酒運転が起きない、起こせない」事業所を作っていくましよう。